

公益財団法人 藤原ナチュラルヒストリー振興財団

役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財団（以下「本財団」という。）の定款第17条（評議員の報酬等）、第33条（役員の報酬等）及び第35条（顧問）の規定に基づき、本財団の役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本財団を主たる勤務場所とし、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第35条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費という。

(報酬)

第3条 役員、評議員及び顧問は、原則として無報酬とする。

(支給の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の場合は報酬を支給する。

- 2 本財団の評議員は、定款第17条に定める総額の範囲内において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき1万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。

- 3 本財団の事務局長を兼務する常勤の理事については、「職員給与規程」で定めるところによる給与を支給することができる。
- 4 本財団の非常勤理事は、各年度の報酬の総額が80万円の範囲内で、職務の執行として、評議員会、理事会、委員会、財団主催のシンポジウムへの出席をした場合等は1人1回につき1万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。
- 5 本財団の非常勤監事には、各年度の報酬の総額30万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会、委員会への出席をした場合等は1人1回につき1万円(源泉所得税控除後の金額)を、また監査の実施には3万円(源泉所得税控除後の金額)を報酬として支給することができる。
- 6 本財団の顧問には、各年度の報酬の総額20万円の範囲内において、理事長よりの諮問があった場合等は1人1回あたり1万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。

（報酬の支給方法）

- 第5条 非常勤役員、評議員及び顧問については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 2 前条第3項の給与は、毎月25日にその役員の給与から法令に基づき控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨をもって本人に直接支給または、役員が指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給することができる。

（費用）

- 第6条 本財団は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって要した費用を支給することができ、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（改正）

- 第7条 この規程の改正は評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は公益法人への移行の登記の日から実施する。

附則

この規程は平成25年6月10日から実施するものとする。